

不利益処分の処分基準

(令和 3 年 6 月 7 日作成)

処 分 名	被保険者証の返還命令
根拠法令(例規)及び条項	国民健康保険法第 9 条第 3 項
法令(例規)番号	昭和 33 法律 192
関 係 条 項	同法施行令第 1 条
所 管 課 係 名	市民課国民健康保険係
処 分 基 準	<p>【基準】</p> <p>「国民健康保険の保険料(税)滞納者に対する措置の取扱について」(昭和 61 年 12 月 27 日保険発第 113 号厚生省第 113 号厚生省保険局国民健康課長通知を審査基準とする。</p> <p>【根拠条文】</p> <p>(届出等)</p> <p>第九条</p> <p>3 市町村は、保険料を滞納している世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限り、その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付(第六項及び第八項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。)を受けることができる世帯主を除く。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続・弁明の機会の付与

不利益処分の処分基準

(令和 3 年 6 月 7 日作成)

処 分 名	一部負担金不払いによる徴収
根拠法令(例規)及び条項	国民健康保険法第 42 条第 2 項
法令(例規)番号	昭和 33 法律 192
関 係 条 項	
所 管 課 係 名	市民課国民健康係
処 分 基 準	<p>【基準】</p> <p>「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱について」(昭和 34 年 3 月 30 日保発第 21 号厚生省保険局長通達)の第 2 の 3 を審査基準とする。</p> <p>【根拠条文】</p> <p>(療養の給付を受ける場合の一部負担金)</p> <p>第四十二条</p> <p>2 保険医療機関等は、前項の一部負担金(第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第二項に規定する保険医療機関等にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第四十四条第一項第一号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。)の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、市町村及び組合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手續・省略

不利益処分の処分基準

(令和3年6月7日作成)

処 分 名	故意の場合の給付制限	
根拠法令(例規)及び条項	国民健康保険法第60条	
法令(例規)番号	昭和33法律192	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	市民課国民健康保険係	
処 分 基 準	基 準	<p>【基準】 行政実例「国民健康保険法第60条並びに第61条の疑義について」(昭和39年6月1日保分発第299号厚生省保険局国民健康保険課長回答)及び同「法第60条の事故の故意の犯罪行為の解釈について」(昭和44年2月3日保分発第6号の3厚生省保険局国民健康保険課長回答)を審査基準とする。</p> <p>【根拠条文】 第六十条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考		

不利益処分の処分基準

(令和3年6月7日作成)

処 分 名	闘争・泥酔の場合の給付制限
根拠法令(例規)及び条項	国民健康保険法第61条
法令(例規)番号	昭和33法律192
関係条項	保健医療機関及び保険医療費担当規則第10号
所管課係名	市民課国民健康保険係
処 分 基 準	<p>【基準】 行政実例「国民健康保険法第60条並びに第61条の疑義について」(昭和30年6月1日保分発第299号厚生省保険局国民健康保家課長回答)を審査基準とする。</p> <p>【根拠条文】 第六十一条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続・省略

不利益処分の処分基準

(令和 3 年 6 月 7 日作成)

処 分 名	療養に関する指示に従わない場合の給付制限
根拠法令(例規)及び条項	国民健康保険法第 62 条
法令(例規)番号	昭和 33 法律 192
関 係 条 項	
所 管 課 係 名	市民課国民健康保険係
処 分 基 準	<p>【基準】 法第 62 条の規定による。</p> <p>第六十二条 市町村及び組合は、被保険者又は被保険者であつた者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続 省略

不利益処分の処分基準

(令和 3 年 6 月 7 日作成)

処 分 名	強制診断等拒否の場合の給付制限	
根拠法令(例規)及び条項	国民健康保険法第 63 条	
法令(例規)番号	昭和 33 法律 192	
関係条項	同法第 56 条第 1 項、第 66 条	
所管課係名	市民課国民健康保険係	
処 分 基 準	基 準	<p>【基準】 法第 63 条及び第 66 条の規定による。</p> <p>第六十三条 市町村及び組合は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第六十六条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。</p> <p>(強制診断等)</p> <p>第六十六条 市町村及び組合は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。</p>
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	意見陳述の手続・省略	

不利益処分の処分基準

(令和3年6月7日作成)

処 分 名	保険料滞納の場合の保険給付の一時差し止め
根拠法令(例規)及び条項	国民健康保険法第63条の2
法令(例規)番号	昭和33法律192
関係条項	同法第1項～第3項
所管課係名	市民課国民健康保険係
処 分 基 準	<p>【基準】 法第63条の2の規定による。</p> <p>第六十三条の二 市町村及び組合は、保険給付(第四十三条第三項又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。)を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。</p> <p>2 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。</p> <p>3 市町村及び組合は、第九条第六項(第二十二条において準用する場合を含む。)の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主又は組合員であつて、前二項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該世帯主又は組合員に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主又は組合員が滞納している保険料額を控除することができる。</p>

	処分基準の未設定理由	⑦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備	考	

不利益処分の処分基準

(令和 3 年 6 月 7 日作成)

処 分 名	被保険者に対する不正利得の徴収
根拠法令(例規)及び条項	国民健康保険法第 65 条第 1 項
法令(例規)番号	昭和 33 法律 192
関 係 条 項	
所 管 課 係 名	市民課国民健康保険係
処 分 基 準	<p>【基準】 行政実例「不正利益の徴収事務について」(昭和 38 年 9 月 7 日保分発第 529 号厚生省保険局国民健康保険課長回答)を審査基準とする。</p> <p>【根拠条文】 (不正利得の徴収等) 第六十五条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、市町村及び組合は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

不利益処分の処分基準

(令和3年6月7日作成)

処 分 名	保険医に対する連帯納付命令	
根拠法令(例規)及び条項	国民健康保険法第65条第2項	
法令(例規)番号	昭和33法律192	
関係条項	同法第65条第1項	
所管課係名	市民課国民健康保険係	
処 分 基 準	基 準	<p>【基準】 法第65条の規定による。</p> <p>(不正利得の徴収等)</p> <p>第六十五条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、市町村及び組合は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の場合において、保険医療機関において診療に従事する保険医又は健康保険法第八十八条第一項に規定する主治の医師が、市町村又は組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村又は組合は、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考		

不利益処分の処分基準

(令和 3 年 6 月 7 日作成)

処 分 名	保険医療機関の費用返還命令等	
根拠法令(例規)及び条項	国民健康保険法第 65 条第 3 項	
法令(例規)番号	昭和 33 法律 192	
関係条項	同法第 65 条第 1 項	
所管課係名	市民課国民健康保険係	
処 分 基 準	基 準	<p>【基準】 法第 65 条第 3 項の規定による。</p> <p>(不正利得の徴収等) 第六十五条 3 市町村及び組合は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第五十二条第三項(第五十二条の二第三項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第五十四条の二第五項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続 省略	

不利益処分の処分基準

(令和 3 年 6 月 7 日作成)

処 分 名	保険料の徴収
根拠法令(例規)及び条項	国民健康保険法第 76 条
法令(例規)番号	昭和 33 法律 192
関係条項	同法第 76 条第 2 項・第 3 項
所管課係名	市民課国民健康保険係
処 分 基 準	<p>【基準】 法第 76 条～第 76 条の 3 の規定による。</p> <p>(保険料) 第七十六条 市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。以下同じ。）、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。</p> <p>2 組合は、療養の給付等に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含み、健康保険法第一百七十九条に規定する組合にあつては、同法の規定による日雇拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、組合員から保険料を徴収しなければならない。</p> <p>3 前二項の規定による保険料のうち、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料は、介護保険法第九条第二号に規定する被保険者である被保険者について賦課するものとする。</p> <p>(賦課期日) 第七十六条の二 市町村による前条第一項の保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。</p> <p>(保険料の徴収の方法) 第七十六条の三 市町村による第七十六条第一項の保険料の徴収については、特別徴収（市町村が老齢等年金給付を受ける被保険者である世帯主（政令で</p>

		<p>定めるものを除く。) から老齢等年金給付の支払をする者に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。) の方法による場合を除くほか、普通徴収(市町村が世帯主に対し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百三十一条の規定により納入の通知をすることによつて保険料を徴収することをいう。以下同じ。) の方法によらなければならない。</p> <p>2 前項の老齢等年金給付は、国民年金法による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号) による老齢、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p>	<p>㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備</p>	<p>考</p>	

不利益処分の処分基準

(令和 3 年 6 月 7 日作成)

処 分 名	後期高齢者医療保険料の徴収
根拠法令(例規)及び条項	高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条
法令(例規)番号	昭和 57 年 8 月 17 日法律第 80 号
関係条項	北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 21 条、 美唄市後期高齢者医療に関する条例第 2 条及び第 3 条
所管課係名	市民課医療年金係
処 分 基 準	<p>【基準】 高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 21 条、美唄市後期高齢者医療に関する条例第 2 条及び第 3 条の規定による。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律 (保険料)</p> <p>第 104 条 市町村は、後期高齢者医療に要する費用（財政安定化基金拠出金及び第 117 条第 2 項の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。</p> <p>2 前項の保険料は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一の保険料率であることその他の政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課する。ただし、当該後期高齢者医療広域連合の区域のうち、離島その他の医療の確保が著しく困難である地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する被保険者の保険料については、政令で定める基準に従い別に後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課することができる。</p> <p>3 前項の保険料率は、療養の給付等に要する費用の額の予想額、財政安定化基金拠出金及び第 117 条第 2 項の規定による拠出金の納付に要する費用の予想額、第 116 条第 1 項第 2 号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額、保健事業に要する費用の予定額、被保険者の所得の分布状況及びその見通し、国庫負担並びに第 100 条第 1 項の後期高齢者交付金等の額等に照らし、おおむね 2 年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。</p> <p>北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 (市町村が徴収すべき保険料の額)</p>

第 21 条 市町村は、当該市町村に住所を有する被保険者及び法第 55 条又は第 55 条の 2 の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。

2 賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割をもって行う。

3 賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割をもって行う。ただし、当該市町村に住所を有しなくなった日に他の市町村に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割をもって行う。

4 第 2 項の規定により算定した額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り上げ、前項の規定により算定した額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

美唄市後期高齢者医療に関する条例

(本市において行う事務)

第 2 条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成 19 年政令第 318 号)第 2 条並びに高齢者の医療に関する法律施行規則(平成 19 年厚生労働省令第 129 号)第 6 条及び第 7 条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 広域連合条例第 2 条の葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付

(2) 広域連合条例第 16 条の保険料の額に係る通知書の引渡し

(3) 広域連合条例第 17 条第 2 項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付

(4) 広域連合条例第 17 条第 2 項の保険料の徴収猶予の申請に対する北海道後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し

(5) 広域連合条例第 18 条第 2 項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付

(6) 広域連合条例第 18 条第 2 項の保険料の減免の申請に対する北海道後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し

(7) 広域連合条例第 19 条本文の申告書の提出の受付

(7) の 2 広域連合条例附則第 5 条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

(8) 前各号に掲げる事務に付随する事務

(保険料を徴収すべき被保険者)

第 3 条 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。

(1) 本市に住所を有する被保険者

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。)第 55 条第 1 項(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)又は第 2 項(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であつて、同条の規定の適用を受けるに至った際本市に住所を有していたもの

		<p>(3) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p>	<p>㉞：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備</p>	<p>考</p>	